

「特に優れた業績による返還免除」

「特に優れた業績による返還免除」とは、大学院第一種奨学生で本年度中に貸与終了となる者のうち、大学院在学中に優れた業績を挙げた者として、大学からの推薦を受け、機構が認定した場合に、貸与金額の全額又は半額を免除する返還免除制度です。希望者は下記のとおり各所属研究科教務掛等へ申し出てください。

記

1. 対象者

大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与が終了する(した)者（満期・辞退・退学 等）

○課程修了は要件とはしませんが、**貸与終了時の在学している課程**で優れた業績を挙げたことが必要です。

○日本学術振興会特別研究員採用予定者で、本年度中(令和 8 年 3 月まで)に日本学生支援機構の第一種奨学金を辞退等貸与終了する者は、今回の免除申請の対象となります。

○第二種から第一種へ移行した(追加採用等により変更となった)者は、第一種奨学金分のみが対象となります。

2. 提出書類及び期限

提出書類：

①業績優秀者返還免除申請書（様式 1-A）：各 3 部

※申請書のうち様式 1-A は必ず**両面刷り**で提出してください。

※記入例をよく読み、特に「業績の種類」の記載漏れがないよう注意してください。

②業績一覧（医学研究科様式）：各 3 部

③特に優れた業績を証明する資料：各 3 部＜様式任意＞

※下記医学研究科選考基準および別添の業績を証明する資料の提出要領を参照。

※博士課程の学生は、業績評価に関するガイドライン（下記参照）を満たしている業績の資料を必ず 1 点提出してください。

※業績については、**在学している課程で、貸与期間中に挙げたもの**としてください。（例えば、修士課程 2 回生から奨学生に採用されている場合は、修士課程 1 回生の時に挙げた業績は対象となりません。）

※各資料の右上に資料番号を記載し、(様式 1-A)「業績の種類」の該当する資料番号欄へ記載してください。

※専門職学位課程の課題研究レポートは業績の「学位論文（修士論文含む）」には該当しません。

※著書や作品等現物の必要はありません。コピーや写真等、評価されたことがわかるものがあれば結構です（雑誌の掲載部分や賞状の写し等）。

※「学位論文その他の研究論文」は論文全体の写しは必要ありません。「業績を証明する資料の提出要領」を参照の上、指定されている最大ページ数内で必要項目が全て含まれていることを確認してください。

※成績証明書等、医学研究科選考基準より業績評価の対象とならない業績の提出は不要です。

※論文や雑誌の掲載などの場合、**自身の業績と確認できる部分をマーカー**すること。

※②業績一覧（医学研究科様式）各 3 部と③特に優れた業績を証明する資料各 3 部については、一部ずつ 1 セットになるようクリップ止めし、3 セット提出するようにしてください。

提出場所：医学研究科 教務課 大学院教務掛（医学部 C 棟 1 階）

※但し、人間健康科学系専攻の学生は人間健康教務掛に提出してください。

提出期限：2026 年 2 月 20 日（金）午後 5 時厳守

医学研究科選考基準

※ 医学研究科においては、「京都大学奨学金返還免除候補者選考に係る実施要領」の第6条に掲げる項目から、次に掲げる業績を評価して特に優れた業績を挙げたと認定することとする。

なお、博士課程（修士課程を除く。）においては、特に優れた業績に機構が定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に規定する基準を満たす業績を含むものとする。

研究（学位論文等）

学位論文その他の研究論文

- 1 学位論文（修士論文含む）
- 2 レフリー制のある学会誌又は学術誌への掲載論文
- 3 日本学術振興会特別研究員フェローシップ等（奨学金の辞退を伴うものをいう。）の獲得
- 4 学会又は学術集会での発表（学会での受賞・表彰を含む。）
- 5 その他研究科等で認める業績として、上記論文における各候補者の貢献度

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の（1）～（4）のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。なお、返還免除内定者である場合は、下記のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者としてすることができる。

評価項目	備考
（1） 査読付き学術雑誌への原著論文掲載の実績	・ 共著でも可 ・ 論文掲載が未定な場合には、アクセプト日が貸与期間内であることが必要です。 ※課程在籍期間ではありません。
（2） 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞の実績	・ 共著でも可 ・ 学会でのポスター発表でも可 ・ 論文及び学会での発表に関連して給付奨学金あるいは外部資金を獲得した場合も該当
（3） 日本学術振興会の特別研究員に採用され第一種奨学金を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより第一種奨学金を辞退	・ 奨学金を辞退することが必要です。 なお、博士後期課程支援プログラム採択により奨学金を辞退した場合には、本項目には該当しません。ただし、一貫制博士課程前期相当分において、特別研究員に採用されて、奨学金を辞退した場合は該当します。
（4） 研究領域の特性により上記（1）～（2）の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績	・ 研究科長等名での事情書（該当学生の研究内容や論文等の実績をあげるまでの期間等含む）が必要となります。

※修士課程・専門職学位課程においては、博士課程のような業績評価に関するガイドラインはありません。

3. 返還免除額

選考の上、貸与金額の全額又は半額が免除されます。

(注)本学から日本学生支援機構に推薦された者全員が免除される訳ではありません。

4. 免除者の決定時期

2026年7月下旬(予定)

日本学生支援機構より免除決定者へ直接通知されます。

5. 注意事項

(1)令和8年度貸与期間が残る者で、令和8年4月以降の奨学金を継続しない者

〔辞退者(令和8年度日本学術振興会特別研究員内定者を含む)・退学予定者〕

本年度の返還免除対象者となります。申請を希望する場合には、事前に継続願において、「奨学金の継続を希望しない」とするか、別途異動願「辞退」を提出するか、いずれかの方法により次年度に継続しない手続きが必要となります。前者については、1月18日までにスカラネット・パーソナルで入力手続き(入力後も2月21日まで修正が可能)を行うか別途 **2月20日(金)までに**学務部学生課奨学掛へ「異動願」を提出してください。異動願の様式は京都大学ホームページ>日本学生支援機構奨学金の「異動・月額変更手続きについて」にあります。

(2)返還の手続き

返還免除申請する者も、**必ず返還の手続きが必要**です。また、返還の手続きをしていない者は、至急学務部学生課奨学掛へ必要書類を提出してください。ただし、辞退・退学予定者でまだ返還書類が交付されていない者(これから異動手続を行う者等)については、異動手続後、学務部学生課奨学掛から書類が交付され次第、速やかに提出してください。

(3)既に本年度途中で貸与終了した者(辞退・退学等の手続き済み)

本免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合がありますので、返還免除を希望する者は、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」と「業績優秀者返還免除申請書」のコピーを学務部学生課奨学掛へ提出してください。奨学金を辞退等した場合で、引き続き大学に在学している者については、在学猶予願を提出することにより奨学金の返還は猶予されます。

2026年2月 医学研究科教務課

大学院教務掛 (kyoumu-in@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

人間健康教務掛 (hs-kyomu@office.med.kyoto-u.ac.jp)